

大学構成員に新型コロナウイルス検査陽性者が確認され、学内において環境消毒等が必要になった場合の対応について

陽性者の行動範囲の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。(症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされている。)

1. 消毒を行う箇所

① 陽性者の周辺

パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性者の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など陽性者が接触したと考えられる箇所

② 講義室、学生オフィス、図書館、食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース

食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者が接触したと考えられる箇所

2. 使用する消毒液及び使用方法

物の表面の消毒には、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、一定の条件を満たした次亜塩素酸水（下記参考 URL を参照のこと）を使用する。

特に、陽性者の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用エタノール又は 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム（ハイター、ブリーチ等）による清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや 0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は 30 分間浸漬する。

3. 消毒時に使用する保護具

清掃、消毒を行う者は、手袋（ビニール手袋）、マスク、ゴーグル等の眼を防護するもの（フェイスガード、眼鏡でも代用可）、不織布ガウンなどの保護具を着用する。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを用いる。また、手袋は滅菌したものでもなくとも差し支えないが、頑丈で水を通さない材質のものを用いる。

4. 消毒後の手指の衛生

消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹸による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず行う。

5. 感染者発生時の消毒体制

消毒作業については、消毒が必要な教室等を管理する課が主体となって行い、必要に応じて他課へ人員の派遣を要請するものとする。

【参考】

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>

新型コロナウイルスに有効な界面活性剤が含まれている製品リスト（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）

<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>